

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

重要事項説明書

あなたに対する小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「小規模多機能型居宅介護」という）サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第34号第4章に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者

- (1) 法人名 : 株式会社 さわやか倶楽部
- (2) 所在地 : 福岡県北九州市小倉北区熊本2丁目10番10号
- (3) 連絡先 : TEL 093-551-5555 FAX 093-513-3222
- (4) 代表者 : 代表取締役 山本 武博
- (5) 設立年月日 : 2004年12月1日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の目的

介護保険法並びに老人福祉法に従い、要介護状態等にある高齢者に対し、適正な指定小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。

(2) 事業所の運営方針

利用者がその有する能力に応じ、利用者の居宅において自立した生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、又はサービス拠点に通っていただき、若しくは短期間宿泊していただき、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行います。その拠点でのサービスは、家庭的で、かつ地域住民との交流を大切にしたものとします。

(3) 事業所の内容

事業所の種類	指定小規模多機能型居宅介護事業 指定番号：北九州市指定第 4090300106号 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 指定番号：北九州市指定第 4090300106号
事業所の名称	小規模多機能さわやか中原館
事業所の所在地	北九州市戸畠区中原西3丁目8-12
電話番号	093-873-7788
管理者氏名	藤野 ちづ子
開設年月日	2013年 6月 1日

営業日	年中無休
営業時間	24 時間(但し、通いサービスは午前 9 時～午後 4 時)
通常の事業の実施地域	戸畠区、若松区、小倉北区（一部地域）、八幡東区（一部地域）
登録、利用定員	<p>登録定員 25 名 通いサービス定員 15 名(1 日につき) 宿泊サービス定員 5 名(1 日につき)</p> <p>登録・利用ができるのは、北九州市の介護保険被保険者に限り、要支援 1・2 要介護 1～5 の方です。</p>

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

- ・管理者 : 1名
- ・介護支援専門員 : 1名
- ・介護従業者 : 11名 介護職員 9名、看護職員 2名（非常勤）

4. 事業所が提供するサービス、利用料金、ご利用の変更・追加・中止

利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画」（以下、「小規模多機能型居宅介護計画」という。）を作成し、通い、宿泊、訪問のサービスを組み合わせて提供いたします。この『小規模多機能型居宅計画』の内容を利用者及びその家族に説明します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される部分があります。
 - (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく部分があります。

※契約期間の中途において消費税率の改定もしくは介護保険利用者負担金に関わる基本単位の変更が行なわれた場合には、事業者からの通知の有無にかかわらず、消費税率改定後の税率および変更後の基本単位により計算することとします。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

〈宿泊・通いサービスの概要〉

①食事

- ・当事業所では、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

- ご利用者の身体状況などにあわせて食事の支援をさせていただきます。
- 家庭的な雰囲気を大切にするため、専門の調理員を置かず、介護職員が調理も担当いたします。

②入浴

ご利用者の身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を支援する為、ご利用者の意向に応じて、入浴または清拭の機会を設けます。

(ご利用者の体調により、変更・中止となる場合があります。)

③排泄

ご利用者の状態に合わせた排泄の介助を行います。

④機能訓練

看護職員または介護職員により、利用者的心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施し利用者の活性化を図ります。

⑤送迎

身体の状態、地理的条件等により送迎を必要とする方については、送迎を行います。

⑥その他自立への支援

寝たきり防止の為、できる限り離床に配慮します。生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈訪問サービスの概要〉

①身体介助

②生活援助

〈サービス利用料金〉

介護保険が適用される場合は、別表の料金の金額をお支払い下さい。

要介護度	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	3,450	35,086 円	3,509 円	7,018 円	10,526 円
要支援2	6,972	70,905 円	7,091 円	14,181 円	21,272 円
要介護1	10,458	106,357 円	10,636 円	21,272 円	31,908 円
要介護2	15,370	156,312 円	15,632 円	31,263 円	46,894 円
要介護3	22,359	227,391 円	22,740 円	45,479 円	68,218 円
要介護4	24,677	250,965 円	25,097 円	50,193 円	75,290 円
要介護5	27,209	276,715 円	27,672 円	55,343 円	83,015 円

○ 当事業所の地域区分は【7級地：1単位 10.17円】となります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額が利用者のご負担となります。

〈サービス・加算の概要と支払い〉

- 初期加算：30 単位/1 日（初回及び初回相当時のみ）

登録した日から 30 日以内、又は 30 日以上、病院又は診療所に入院していた利用者が再利用となった場合に加算となります。

- 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）

厚生労働省の定める基準に適合している、介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、市町村に届け出た事業所に対し加算となります。

- 認知症加算（Ⅳ）：460 単位/月

要介護状態区分が要介護 2 である者であって、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに該当する者に対して小規模多機能型居宅介護を行った場合に加算となります。

①介護保険が適用されない場合は全額（10 割）お支払いただきます。

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、申請することで自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した、「サービス提供証明書」を交付します。「サービス提供証明書」を後日、市町村の介護保険担当窓口に提出していただきますと、自己負担額を除く金額が支払われます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

②食費（食材料費及び調理費）

宿泊 1 食あたり 514 円（消費税 47 円を含みます。）

通い 1 食あたり 514 円（消費税 47 円を含みます。）

当日、何らかの理由で食事をされなかった場合でも食費をいただくことがあります。ご了承ください。

上記、食費の他、特別な食事の提供を行った場合は実費負担していただきます。

③滞在費（宿泊サービスご利用時）

滞在費は、居室料と水道光熱費相当の合計額とし、次に掲げる金額となります。ただし、滞在費については、事業年度に見直し、変更することができます。

1 日あたり 2500 円（消費税 227 円を含みます。）

④上記の他、日常生活上通常必要なものであって、ご利用者に負担していただくことが適當と認められるものについては、実費用等を負担していただくことがあります。

(3)利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1カ月分をまとめて請求させていただきますので、次のいずれかの方法でお支払い下さい。お支払い方法は次のとおりです。

- ① 現金払い
- ② 指定口座への振込み（次の金融機関に限らせていただきます。）

翌月の25日迄にお振込み下さい。

※金融機関：西日本シティ銀行 戸畠支店

(4)利用の変更・追加

利用者の希望により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を変更、又は、新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業者に申し出てください。介護支援専門員が相談させていただきます。サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者および家族等の希望する期間サービスの提供ができない場合は、他の利用可能日を利用者および家族等に提示して協議させていただきます。

(5)利用の中止

利用予定期間の前に、利用者の希望により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止することができます。この場合にはキャンセル料はいただきませんが、利用予定期日の前日までに申し出てください。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、当日の申し出でも結構です。利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. サービス利用に関する留意事項

(1) 持ち込みの制限

宿泊、通いサービスの利用にあたり、次のものは原則として持ち込むことができません。

- ・ 効薬や可燃性の強い油等の危険物。
- ・ ペット類、刃物類。

制限ではありませんが、下記にご留意ください

- ① 持ち込み時は記名のうえ、事業所への報告・物品確認のための撮影の実施
- ② 経年劣化・破損・紛失による代替が可能な安価な物の選択
- ③ 多額の現金や通帳、思い出深い代替の効かない物品の持ち込みは極力避ける

(2) 施設・設備の使用上の注意

- ・ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により現状に復していただぐか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 宿泊サービスの利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとことができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 利用者及び利用者の家族等の禁止行為

- 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
例：コップを投げつける／蹴る／唾を吐く
- 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
例：大声を発する／怒鳴る／特定の職員に嫌がらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
- 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）
例：必要もなく手や腕を触る／抱きしめる／あからさまに性的な話をする

(4) その他

利用中のご様子を弊社のブログや広報誌に掲載することができます。

6. サービス契約の終了

登録者及び事業者は、サービス利用契約書第14条15条に則り、または利用者やその家族が本重要事項説明書5. サービス利用に関する留意事項に著しく反したときサービス契約を解除することができる。

7. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、当法人各対応マニュアル（別紙）により、北九州市、主治医、家族、協力病院機関等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。

<協力医療機関>

医療機関の名称：池園医院

所 在 地：北九州市戸畠区中原西3丁目2-10

医療機関の名称：かじわら歯科医院

所 在 地：北九州市若松区下原1-1

事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生に

について、利用者に故意又は過失が認められる場合にはこの限りではありません。

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受付けます。

担当者：藤野 ちづ子

電話番号：093-873-7788

受付時間：8：30～17：30

月～金曜日の午前8時30分から午後5時30分の間は担当者がおりますが、それ以外の場合でも受付しております。又、担当者不在の場合には、担当者に連絡して担当者から折り返し連絡いたします。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

門司区役所 保健福祉課 介護保険係	所在地：北九州市門司区清滝1丁目1-1 電話番号：093-331-1894 受付時間：8：30～17：15
小倉北区役所 保健福祉課 介護保険係	所在地：北九州市小倉北区大手町1番1号 電話番号：093-582-3433 受付時間：8：30～17：15
小倉南区役所 保健福祉課 介護保険係	所在地：北九州市小倉南区若園5丁目1-2 電話番号：093-951-4127 受付時間：8：30～17：15
戸畠区役所 保健福祉課 介護保険係	所在地：北九州市戸畠区千防1丁目1-1 電話番号：093-871-4527 受付時間：8：30～17：15
八幡西区役所 保健福祉課 介護保険係	所在地：北九州市八幡西区黒崎3丁目15-3 電話番号：093-642-1446 受付時間：8：30～17：15
八幡東区役所 保健福祉課 介護保険係	所在地：北九州市八幡東区中央1丁目1-1 電話番号：093-671-6885 受付時間：8：30～17：15
若松区役所 保健福祉課 介護保険係	所在地：北九州市若松区浜町1丁目1-1 電話番号：093-761-4046 受付時間：8：30～17：15
北九州市保健福祉局介護保険課	所在地：北九州市小倉北区城内1番1号 電話番号：093-582-2771

	受付時　：9：00～17：15
福岡県国民健康保険団体連合	所在地　：福岡県福岡市吉塚本町13番47号 電話番号：092-642-7859 受付時　：9：00～17：00
株式会社さわやか倶楽部	所在地　：北九州市小倉北区熊本2丁目10番10号 電話番号：093-551-5555 受付時間：8：30～17：30
小規模多機能さわやか中原館 管理者：藤野　ちづ子	所在地：北九州市戸畠区中原西3丁目8-12 電話番号：093-873-7788 受付時間：8：30～17：30

9. 第三者による評価の実施状況等

第三者評価は受けていません。但し、事業者は自ら提供するサービスを振り返り、サービスの質の向上のため全ての職員参加の下話し合い自己評価を行います。事業所としての改善点を明確にした上運営推進会議で地域の評価を受け質の向上を図ります。

10. 秘密保持について

事業者は業務上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密並びに個人情報については利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合又は利用者の事前の同意がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も、第三者に漏らすことはありません。

11. 非常災害時の対策

防火管理者：梶　郷代

避難訓練　：年2回、火災・地震等を想定した訓練を行います。

防火設備　：スプリンクラー、自動火災報知機、煙感知器、誘導等、消火器

12. 衛生管理等

(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

(2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をお

おむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1 3. 緊急時の対応方法について

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

1 4. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 5. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくな

った場合は、直ちに身体拘束を解きます。

16. 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年　　月　　日

事業者

所在地：北九州市小倉北区熊本2丁目10番10号

名称：株式会社 さわやか俱乐部

代表者：代表取締役 山本 武博 印

説明者氏名： 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始及び利用料の徴収に関して同意しました。

年　　月　　日

利用者

住所：

氏名： 印

代理人

住所：

氏名 :

印